

練馬区福祉のまちづくり推進条例（骨子案）に対する区民意見反映制度
（パブリックコメント）の実施結果 （11通 69件）

対応の凡例

◎：素案に反映した項目 ○：趣旨はすでに記載してある項目
△：他の施策等により実施する項目 □：今後検討する項目
－：対応できない項目

分類	番号	意見の概要	区の見解	対応
総則	1	今回の骨子案では、前文が無く、条例の背景や趣旨が明確にされておらず条例の意図を伝えることができていないと思う。これでは、全ての条文を読みこまなければ条例の趣旨が伝わらないことになってしまい、条文解釈でも混乱を招くことになりかねない。 そこで、前文を設け、明確に示してほしい。	前文ではなく、目的、定義、基本理念、責務などの規定により、条例の趣旨を明確にします。背景や考え方などについては、今後マニュアルやパンフレット等により周知を図ります。	－
	2	目的について、基本理念、推進計画、整備基準および手続などが同等に並べられており希薄な印象を受ける。もう少し、平成21年5月に公表された「福祉のまちづくりを推進するための条例策定にあたっての練馬区の基本的考え方（案）」の内容を加えてみてはどうか。	目的には、この条例で「どのような手段を規定して、どのような内容を達成しようとするのか」ということを明確に記述する必要があると考えます。そのため条例に「考え方」を記述することは適切ではないと考えています。具体的に権利を規制し、義務を課す条例であることをご理解ください。なお、背景や考え方などについては、今後マニュアルやパンフレット等により周知を図ります。	－
	3	条例の目的の最初に登場する「だれでも」は、「高齢者、障害者、子どもを含むすべての人（以下では「だれでも」という）に言葉を置き換えてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて「すべての人が」と変更します。	◎
	4	総則の「目的」「定義」「基本理念」については100%納得し賛成する。	今後とも、事業者および区民等の方々と協働し、「福祉のまちづくり」を推進していきます。	○

総 則	5	③「路外駐車場」の定義の説明文は、説明になっていない。法の条文紹介しかなく不親切。	手続を求める対象となるため、定義については厳密に定める必要があると考えます。具体的に権利を規制し、義務を課す条例であることをご理解ください。	—
	6	用語として、「ユニバーサルデザイン」「事業者」「区民等」を追加し、「事業者」では区民個人の建築等の事業を行う場合の扱いを明確化するとともに、「区民等」では「等」の説明追加も必要である。	今後、総則の「定義」のなかで、区民等、事業者の用語の定義を定めます。その際、区民等の等および事業者の定義について整理します。また、「ユニバーサルデザイン」の定義または説明については、配慮指針において触れたいと考えております。	○
	7	区の責務として、条例制定後の周知義務を加えておくことが必要である。多くの建築確認が民間建築確認検査機関で行われているなか、練馬区はこの条例を制定したことを全国の民間建築確認検査機関に十分知らせておく必要がある。もし、周知に漏れがあって知らなかった場合、確認が下りれば着工可能となってしまうため、その後に区が改善を求めても事業者に落ち度は無く改善は困難である。区の責務では「周知しなければならない。」と表現することが必要である。	ご意見のとおり、練馬区を業務区域とする指定確認検査機関に対し周知を図る必要があると考えています。	△
	8	区の責務について、この条例を先導する区が(1)(2)ともに、「努めなければならない」との表現になっているが、今年5月の「福祉のまちづくりを推進するための条例制定にあたっての練馬区の基本的考え方」では「実施する」「行う」「措置を講ずる」とあり、表現が変わった理由を教えてほしい。	区の先導的役割を踏まえ、ご意見を参考に表現の変更を検討します。	◎

総 則	9	<p>区の責務について、事業者に対する責務の項を追加し、区には「協議を適合するまで実施する責任がある」こと、また「適合に至らない段階での着工は認めないとともに、勧告と公表を行う」ことを追加すべきである。</p>	<p>この条例は、バリアフリー法(*)に基づく「委任条例」と地方自治法に基づく「自主条例」を併せた条例です。バリアフリー法に基づく「委任条例」の対象となる施設については、基準の適合を一律に求めています。この規定に違反した場合は、バリアフリー法に規定される罰則の対象となります。一方、「自主条例」の部分では、施設規模等の個別の条件に応じ、さらにきめ細かい整備について事業者との協議により実現を図る仕組みとなっています。そのため、様々な整備内容を規定することを考えており、一律に適合を求めるものではありません。</p>	—
	10	<p>区民等の責務について、協力者ではなく、当事者としてもっと積極的に参加できるようにしていく必要があると思う。</p>	<p>ご意見の趣旨から、区民等の責務には、「区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努める」旨の規定を設け、併せて区の責務に「区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援」を定めています。</p>	○
	11	<p>事業者の責務について、この条例を最も守ってもらわなければならない事業者が(1)～(3)のすべてで、「努めなければならない」との表現になっているが、今年5月の「福祉のまちづくりを推進するための条例制定にあたっての練馬区の基本的考え方」では(2)は「協力する。」、(3)は「必要な措置を講ずる」だった。この表現に戻してほしい。</p>	<p>ここでは事業者一般の責務を規定しています。具体的に権利を制限し義務を課す必要のある事業者に対しては、個別に規定しています。</p> <p>また、区、事業者、区民等が相互に尊重し、協力することにより福祉のまちづくりを推進していく必要があると考えます。</p>	—
	12	<p>事業者の責務について、(1)は「推進するよう努めなければならない。」となっていますが、この条例を最も守ってもらいたいのは事業者なので、「推進しなければならない。」に直してほしい。骨子案の表現では、事業者に甘いと区民は判断してしまうと思う。</p>		

*バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

総則	13	事業者の責務について、民間の協力が前提の事項であるため、抽象的でなくもっと明解に表現したほうが良いのではないか。	ご意見のとおり、この条例を推進していくためには、事業者および区民等の協力を得ていくことが重要と考えます。事業者の負担が過重とならないことを考慮し、協力を得ていくことを基本的な考え方としています。	—
	14	連携および協力に関する文章は、抽象的なのもっと具体的に記述すべきである。	この部分は総則の部分であるためこのような規定となっています。具体的には第2章以降の規定で定めています。	○
推進計画および基本的施策	15	現行の「福祉のまちづくり総合計画」について、基本理念のなかで「3つの基本姿勢」として推進してきた旨の説明があるが、この「福祉のまちづくり総合計画」は、条例上どのように位置づけられ、計画の内容をどのように推進していくのかが分からない。	推進条例は、「練馬区福祉のまちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）」によるこれまでの取り組みを踏まえ、考え方の整合を図っています。推進条例を根拠とする推進計画を策定するまでは、総合計画を推進計画とみなし推進していきます。	○
	16	平成21年5月の「福祉のまちづくりを推進するための条例制定にあたっての練馬区の基本的考え方」では、「福祉のまちづくり」に関する推進計画について具体的に触れており条例で計画を制定して総合的にまちづくりを進めていくように読み取れる。今回の骨子案では条例の名称から「・・・推進条例」とあり、「2 推進計画および基本的施策」とあるため条例と計画の関係性が分かりにくいと思う。今回の条例は福祉のまちづくりに関して総合的に進めていくという理解で宜しいか、それともメインはバリアフリー法の委任事項になるのか分かりにくい。	ご意見のとおり、この練馬区福祉のまちづくり推進条例は、「福祉のまちづくり」を総合的に進めていくための条例として検討しているものです。	○

推進計画および基本的施策	17	「推進計画」の策定または変更にあたって「区民等の意見を聴くための必要な措置」とあるが、「聴く」だけでは意味がない。区民は意見が反映され実現されることを望んでいるのであり、「区民の意見を反映させるため」に修正してほしい。	区民等の意見を聴くだけで反映させないとの主旨ではありませんでしたが、ご意見の趣旨を踏まえ、表現を工夫します。	◎
	18	駐車禁止、駐輪禁止を徹底させてほしい。	ご意見の内容について解決を図っていくためにも、すべての人が、人々の多様な状況について理解を深めていくことが第一歩であると考えます。そのため、啓発および学習の支援を進めることが必要と考えます。	○
	19	教育委員会と十分に連携を図りつつ、マナー向上等のための福祉教育に力を入れてほしい。	ご意見のとおり、教育委員会をはじめ庁内の関係各課との連携を図り、福祉のまちづくりに関する理解が広がるよう、啓発および学習の支援を進めたいと考えます。	○
	20	面的整備の実現に関して、モデル地区を選定した面的整備については、区長が策定する推進計画のなかに盛り込まれることになるのか。	面的整備に関する具体的な施策については、推進計画の策定の中で、検討します。 なお、この条例では、施設間の一体的な整備を求める規定やバリアフリー法第27条に基づく移動等円滑化基本構想の提案制度に関する手続きを定めます。	○
	21	調査および研究について、このような内容は常に記載されているが、一体何の調査や研究をするのか、パターン化しすぎているのではないか。	段階的・継続的な発展のために、調査および研究は必要と考えています。具体例としては、公共的建築物のバリアフリー化整備現況調査やバリアフリー設備の最新事例等の研究などが考えられます。具体的には、推進計画の策定の中で検討していきます。	—

整備基準	22	「整備基準」のなかには、人的支援やソフトに関する項目は含まれないのかどうか。	基本的に整備基準は、ハードに関するものと考えています。しかし、小規模施設や既存の改修などでは、物理的な制約によりハード整備が満たせない場合があります、その際、人的な対応やソフト部分での取組が、利便性の向上につながることは承知しています。そのため、啓発および学習の支援、または配慮指針などによる取組をすすめたいと考えています。	○
	23	視覚障害者は、宿泊施設や会議場、病院など建物内の移動の際に目的の部屋に辿りつくことが大変なため、部屋番号が容易に分かるよう各部屋のドアに点字または浮き出し文字などの基準を義務づけてほしい。また、宿泊施設の各部屋のお風呂場のかごを置くところにも点字または浮き出し文字を記してほしい。	東京都福祉のまちづくり条例(平成21年3月改正)の施設整備マニュアルでは、建築物に関する整備項目である「宿泊施設の客室」のなかで、配慮事項である望ましい整備として、「高齢者、障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮彫り文字による表示を併用する。」と規定されています。区では、東京都福祉のまちづくり条例(平成21年3月改正)における整備基準および練馬区福祉のまちづくり整備要綱における整備基準を踏まえて、整備基準や配慮指針を定めます。	○
	24	公共施設等の整備基準について、交差点の歩車道境界の段差は3cm程度で整備してほしい。	東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成21年5月改正)では、道路に関する整備項目である「歩道と車道との段差(一般的事項)」の整備基準のなかで、「歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。」と規定されています。区では、国や東京都の基準数値との整合、2cmを標準としてきた経緯等を踏まえると、現段階で変更することは困難です。	—

整備基準	25	公共施設等の整備基準について、交差点の警告用の点字ブロックは、きちんと敷設してほしい。	東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成21年5月改正)では、道路に関する整備項目である「視覚障害者誘導用ブロック」の中で、「視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者用ブロックを敷設すること。」と規定しています。区では、この規定を踏まえ、規則で整備基準を定めます。これらの規定に基づき、視覚障害者用ブロックの敷設を進めていきます。	○
	26	平成21年5月の「福祉のまちづくりを推進するための条例制定にあたっての練馬区の基本的考え方」にあった「生活環境の整備の原則」が骨子案からは抜けているがその理由を教えてほしい。また、「一体的な整備」と変わっており逆に分かりづらくなっているのではないか。	平成21年5月に練馬区が策定しました「福祉のまちづくりを推進するための条例制定にあたっての練馬区の基本的考え方」の中で記述した「生活環境の整備の原則」については、別に定める配慮指針のなかで示したいと考えています。	○
車両、住宅等	27	高齢化の時代に則し、3階建ての公共住宅についてもエレベーターを設置すべきではないか。	延床面積が2,000㎡以上の共同住宅を新築する場合には、東京都はバリアフリー法に基づく委任事項により、エレベーターの設置を義務付けています。既存の物件につきましては、努力義務を課しています。	○
	28	「車両、住宅等」の1から4の文章は、すべて「努めなければならない。」となっており、結果としての実現、実施、推進は問わない表現となっている。「車両等の整備および維持管理」「公共工作物の整備および維持管理」については「行わなければならない。」、「住宅の供給」「集合住宅の供給および維持管理」については、「しなければならない。」に修正してほしい。	ここでは特定の事業に関して、事業者へ広く責務を規定し、協力を求めています。具体的に権利を制限し義務を課す必要のある事業者に対しては、個別に規定しています。なお、東京都福祉のまちづくり条例との重複をさけるなどのため、車両等の整備、住宅の供給に関する規定について整理します。	—

公共的建築物および公共施設等の手続	29	「協議申請」の(2)と「協力」について、「努めなければならない」となっていますが、「協議申請」の(2)は、「行うものとする。」、「協力」は「変更しなければならない。」との表現に変更してほしい。	今後規則に定めることになる整備基準に基づいて、事業者と協議を行い実現を図る仕組みです。バリアフリー法の委任に基づき定めている整備基準とは異なり、適合を強制するものではありません。そのため、このような表現となっています。	—
	30	「協議終了通知」について、終了した場合のみ記載してある。民間で建築確認検査が行えるようになってからは、区との協議途中でも確認が下りて着工が可能となる一方で区には着工を止める権限は付与されていないことから、終了に至らなかった場合のことも記載しておくべきではないか。	法律の委任に基づかない基準については、事業者に強制するのではなく、協議の中で、実現することを考えています。 なお、協議終了通知の受領後に、確認申請の手続を行う旨規定しています。	—
	31	「協議終了通知」で協議が終了しない場合への対応方法としては、「不適合を通知し、勧告と公表とする」ことである。具体的記述は、原文に続けて「なお、協議の継続を放棄したり、協議を中断して着工した場合には、不適合を通知し協議再開期日を定めた勧告を行うものとする。しかし、これに応じない場合は公表する。」を追加すべきである。		
	32	「完了検査」の末尾にある「完了検査を受けなければならない。」は、検査を実施する主体が示されていない。民間検査機関で確認を得た場合は、その民間機関は完了検査を行うことが義務づけられており、事業者はこの機関から完了検査は受けたと主張する可能性がある。したがって、区が行うことを明記しておくべきである。	この条例上の完了検査は、建築確認の完了検査とは違い、この条例に基づくものです。そのため、民間確認検査機関の業務外になります。	—

公共的建築物および公共施設等の手続	33	「完了検査」では、完了検査で不適合が見つかった場合の対応に関する記述が欠けている。記述は「区は、完了検査の結果、不適合が見つかった場合は、改善命令を発するものとし、この改善命令に従わなかった場合は公表する。」ことを追記すべきである。	この条例上の完了検査は、法律上の適合義務を課すものではありません。事業者との協議の中で整備基準の実現を図るものです。 なお、協議の実効性を担保するため、勧告、公表を規定することを考えています。	○
	34	「公表」は、原文にあることより重要なことを先に記し、「4-I 公共的建築物の手続の各項による公表の方法は、規則に定める。」とすべきである。	公共的建築物の手続上の公表は、この協議における事業者の協力について区民等に広く情報提供するためのものです。そのため、申請者の了解があった公共的建築物の整備の概要について公表することを想定しています。	—
	35	協議申請書の内容は入念なチェックをしつつ検討してほしい。	きめ細かな協議をおこない、条例の実効性を高めていきます。	○
	36	「公共的建築物整備基準配慮書」について、「配慮書」とはどのようなものかもう少し具体的に教えてほしい。 また、「配慮書」は、「公共的建築物」の協議申請時しか提出されないのか。「公共施設等」「指定施設」などでは手続上提出されないのか。この「配慮書」を既存建築物にも活用することはできないか。	配慮書は、別に定める配慮指針をもとに、すべての人がより安全かつ円滑に利用できるような配慮について、どのような工夫ができるか記述し、協議の際に提出を求める資料と考えています。既存建築物についても、用途変更等により協議の対象となる場合は、提出することになります。区および国等が事業者となる公共的施設等については、その先導的役割を踏まえた整備を行うことから、手続を省略しているものです。なお、指定施設とは、整備を必要とする対象項目を示すものです。	○

公共的建築物および公共施設等の手続	37	区内には住宅をはじめ既存の建築物、公共施設が各種あるが、今後どのようにバリアフリー化済みの構築造物を増やしていくのか、同時に条例との関係を明確に説明してほしい。	骨子案では、4-1-2において増築等の時における既存建築物部分に対し、助言または指導をおこなうことができる規定を設けています。	◎
	38	既存建築物についてどのように条例上対応されるのか、何らかの方策を明記してほしい。	既存施設のバリアフリーの改修促進に関する方策について検討します。	
	39	(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会のなかで、この条例は新設や新築のみではなく、既存構築物を含むことを明確にし、改造や改築を区として支援すべきとの内容について議論もされてきた。しかし、今回の骨子案では、「目的」「定義」「基本理念」その他どこを見ても既存構築物を含むことが明確化されていない。これでは、現行の「練馬区福祉のまちづくり整備要綱」第4条第1項ならびに第2項の内容から後退してしまうのではないかと。そこで、「目的」「基本理念」さらに前文を追加する場合は前文にも既存構築物を含むことを示してほしい	なお、区では現在、既存建築物のバリアフリー整備に対し助成を行っています。	
	40	新たにつくる建物だけでなく既存施設についてもバリアフリー法に照らし合わせて見直してほしいと思う。		
	41	「区の施設における区民等の意見聴取」の手続について、区民の意見を参考とする区独自の取組を評価する。	すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、必要なお意見を伺い、個々の建物に相応な整備を行います。	

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定める委任事項（以下「バリアフリー法の委任事項」）	42	床面積200㎡以下の小規模建築物について、例えば共同住宅内のマーケット等は床面積100㎡以下の場合にも事故がよく起こり危険度が高いなか、なぜ対象規模を限定しているのか。	「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」は、当該建築物の床面積の合計が0㎡超のすべての建築物を、協議の対象としています。また、そのうち、200㎡以上のものを新築する際には、バリアフリー法の委任に基づき移動等円滑化基準に適合させる義務を規定します。	○
	43	バリアフリー法に定める委任事項で適合義務となる対象用途に「駅」を追加してほしい。	バリアフリー法第14条第3項では、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特定建築物の追加等を、地方自治体の条例に委任しています。ご提案のありました駅については、法で定める特定建築物に該当しないため対象用途に追加することはできませんが、同法第8条で、公共交通事業者に対して駅等の公共交通施設の新設や大規模な改良を行う場合に、公共交通移動等円滑化基準への適合を義務付けているほか、東京都福祉のまちづくり条例でも基準が定められています。これらを踏まえ、駅を含む公共交通施設についての基準を定めます。	—
	44	マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、東京都福祉のまちづくり条例は500㎡以上を対象としているが、区では200㎡以上に対象規模を引き下げており評価する。 共同住宅(マンション)について、1000㎡以上に対象規模を引き下げていることを評価する。	住宅都市であるという練馬区の地域性を踏まえ、地域生活に身近な用途については、対象規模を引き下げるものです。	○
	45	建築物移動等円滑化基準の付加の「便所」の項目に、フィッティングボードと介護用ベッドの基準が追記されており賛同する。ただ、視覚障害者の方に分かりやすい案内や他にも設備などいくつか想定できると思うが、優先順位を設けて追記したのかどうか。	フィッティングボードや介護用ベッドについては、直接排泄に関わる設備として特に重要と考えています。そのため、委任事項として規定したいと考えています。視覚障害者への情報提供設備については、ご意見を参考に、整備基準または配慮指針に規定することを検討します。	□

バリアフリー法の委任事項	46	エスカレーターについて、利用者の安全性の面から複数の停止ボタンの設置を義務づけてはどうか。	建築基準法施行例129条の12に、エスカレーターの構造が規定されており、その中で制動装置と昇降口に停止装置を設けることを義務づけています。東京都福祉のまちづくり条例（平成21年3月改正）の施設整備マニュアルでは、望ましい整備として、「エスカレーターでは乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設ける。」と規定しています。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	—
基本構想の提案手続	47	基本構想の提案手続について、大いに利用してほしい。提案が区にあがった際には入念な検討のうえ対応してほしい。	提案があった場合には、提案に対する意見を聴取するなどし、様々な観点から提案の採用について判断することを考えています。	○
補則	48	先導的役割について、現在、問題化している国の中央集権に対抗するものとして大いに賛成したい。	区の責務を果たすよう努めます。	○
	49	「先導的役割」「立入検査等」「勧告」「公表」「報告書」などについて、徹底的に取り組んでほしい。	福祉のまちづくりが推進されるよう取り組んでまいります。	○

補 則	50	整備水準証について、「証票を交付するものとする。」で終わっているが、証票は水準を示すものなので、良と優秀の2種類設けることが適当である。一つは単なる基準に合格していることを示す「適合票」で良の段階、もう一つは基準を上回る望ましいものに出す「優秀適合票」にしてほしい。後者は、競ってこの「優秀適合票」が増えていくことを願っての提案である。	整備水準証のあり方については、基準に適合しているかどうかといった観点ではなく、個々の整備状況の概要を示すものを考えています。普及啓発の観点からも、より多くの方々に知ってもらふ工夫が必要と考えています。	○
	51	現行の「練馬区福祉のまちづくり整備要綱・同基準」には、整備基準を満たした場合に交付される標示板があるが、今回の条例化ではどのように対応するのか方向性や方針を示してほしい。		
	52	「公表」について、「必要があるときは」と文末の「できる。」に2つの抑制がかかっており、非適合を承知で行う事業者は、やらないことの言い逃れが用意されていると理解されてしまう。2語とも削除すべきである。	この条例独自に定める基準については、誘導的手法により実現を図ろうというものです。すべて「公表」ということになると、区民の情報提供に資する一方、事業者に著しい不利益を与える場合もあることも懸念されます。個々の状況に応じて運用する必要があると考えます。	—
	53	「報告書」について、「運用状況」とは何を指すのか不鮮明になっている。明確にするため、「事前協議での適合・不適合状況、完了検査の合否状況、勧告と改善命令件数及びその後の状況等の運営状況」と記述すべきである。	報告の内容は、事前協議の件数等を考えています。今後、ご意見を参考に、報告すべき具体的な内容、時期について検討していきます。	□
	54	「報告書」について、「定期的に・・・公表」とあるが、期間と時期が示されていない。「毎年度」とし「年度明け5月末までに公表する」とすべきである。		

全 体	55	この骨子案では、現行の「練馬区福祉のまちづくり整備要綱・同基準」とどう違うものになるかが「踏まえる」との説明しかなく、多くの人にとって肝心と思えることが明確になっておらず、パブリックコメントのレベルに内容が達していないのではないか。なぜ、この段階でパブリックコメントを実施したのか。	今回の骨子案は、区が考える条例の骨格について示したものです。この内容について、ご意見をいただき、説明責任を果たすことおよび今後の条例検討に反映する目的で行っております。	—
	56	現行の「練馬区福祉のまちづくり整備要綱・同基準」と比較して、追加や修正する箇所、項目等に関する記述が無い。今後、条例を定めていく場、区民参加の有無、期間、目標時期等も無く、骨子案とは認めがたい。	今回の骨子案は、区が考える条例の骨格について示したものです。	—
	57	条例の目指すところは素晴らしいと思うが、全てが平均的で練馬の独自性といったものが感じられない。これは「練馬区」に関する認識が地域性、住民特性に基づいていないからではないかと思われる。	住宅都市であるという練馬区の特徴を踏まえ、地域生活に身近な用途について、バリアフリー法の委任に基づき対象規模を引き下げています。また、小規模建築物の協議にあたっては、大規模の建築物と同様の整備基準を一律に求めるのではなく、配慮指針に基づく配慮の工夫により利便性の向上が図られるような仕組みを検討します。	○
	58	漢字が多く文書も難しかった。障害者の人でも読めるような分かりやすい言葉で書いてほしいと思う。	条例上の制約があることについてはご理解ください。ご意見を参考に、わかりやすい資料づくりに努め、周知を図ってまいります。	△
	59	平成21年5月に公表された「福祉のまちづくりを推進するための条例策定にあたっての練馬区の基本的考え方(案)」の内容のほうが骨子案より解りやすく内容が充実しているように感じる。	今回の練馬区福祉のまちづくり推進条例骨子案では、具体的な条文がイメージできるよう努めました。同時に、条例の本則(条文)、規則等で取り扱う項目について整理したことが起因するところですので、ご理解を願います。	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全体</p>	<p>60 全体的に、名称をもう少し正確に使うことが必要ではないか。私は「福祉のまちづくり」という言葉に誘われて応募し、懇談会に参加させて頂いた。しかし議論が進むうち、対象が建築物中心であることに気づいた。内容自体は大変大切なものであるが、「まちづくり」という表現は“住民の生活全体を包み込むもの”に当てるべきではないか。他にも「まちづくり総合計画」なるものがあることをふまえて考えると、「練馬区福祉のまちづくり総合計画～建築物等の整備計画編～」とでもすべきものである。総合計画では「こころのバリアフリー」まで踏みこんだ豊かな内容となることを願うものである。</p>	<p>この骨子案は、福祉のまちづくりの推進について総合的に定めるもので、いわゆるソフトの分野と施設整備に関するハードの分野について定めています。ソフト分野については、推進計画の施策の展開を充実させ、ハード分野については、建築物以外の道路、公園、公共交通、路外駐車場についても整備基準等について定めていきます。</p>	<p>○</p>
---	---	--	----------

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p>	<p>61</p>	<p>西武新宿線上石神井駅構内および駅周辺のバリアフリーの現状を把握するために現地へ確認に来てほしい。</p>	<p>区内の鉄道駅のバリアフリー化については、各鉄道事業者の責務として行われるのが原則です。区では鉄道事業者が行うバリアフリー化工事の経費の一部を補助するなどして必要な支援を行っており、上石神井駅については平成15年度にエレベーター等の整備について補助を行いました。また、区内全駅について、現地確認や鉄道事業者からの情報提供等により、適宜現状把握を行っております。</p> <p>また、駅周辺のバリアフリーについては、平成20年3月に策定された「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」でも、ユニバーサルデザインの中で『安全・安心な歩行空間の確保』、『林立する電柱の解消』などが課題としてあげられています。現在は、地域住民の皆様とともに「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」に基いた検討をしており、まち歩き等による現状の把握や確認も行っております。</p> <p>区としましては、今後も駅および駅周辺のバリアフリー化に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>△</p>
--	-----------	---	---	----------

その他	62	全体的に、「規則で定める」と記載されているところがほとんどであり、この規則が重要になってくると思う。学識経験者を含めてぜひ公開で検討してほしい。	ご指摘のように、条例は基本的事項について本則で定め、本則に基づいて定める技術的な点については規則で詳細に規定することとなっています。この形態は、バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例も同様です。区では、今後条例案に基づいて規則等を検討する際にも、平成20年10月に(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会から練馬区長に報告のあった「(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例について」基本的考え方を踏まえたいと思います。	—
	63	骨子案では示されていない「規則」の役割は重要である。高齢者、障害者、子ども等の団体代表者、公募区民、学識経験者を交えた検討会で討議しながら、まとめることが必要である。既存組織では、検討委員会を再招集する方法や推進協議会、あるいは両組織の合同組織などが考えられる。	ご指摘のように、条例は基本的事項について本則で定め、本則に基づいて定める技術的な点については規則で詳細に規定することとなっています。この形態は、バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例も同様です。区では、今後条例案に基づいて規則等を検討する際にも、平成20年10月に(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会から練馬区長に報告のあった「(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例について」基本的考え方を踏まえたいと思います。	—
	64	ソフト面について、骨子案のなかには、事故等が起きた際の区または事業者の対応や措置に関する項目は組み込まれていない。区長、区の責務の範囲と思うが、附則として組み込んではどうか。	区および事業者の責務では、「自ら所有または管理する施設についてだれもが安全かつ円滑に利用できるように必要な措置を講じるよう努めなければならない。」とあり、ご意見に係る部分の役割について触れております。しかしながら、事故の際の対応や措置そのものに関する規定については、この条例の中に定める予定はありません。	—
	65	このパブコメの検討結果の公表について伺いたい。公表方法と予定月日を教えてほしい。なお、住所と氏名を明らかにした者には、郵送もお願いしたい。	今回の条例骨子案意見募集の回答時期は、条例素案の公表と同時に行います。具体的には、条例素案の区報発表が11月21日(土)であることから、同時期に区のホームページ上に掲載します。	△

その他	66	この条例の運用を担う区の組織も拡充が必要になることから、担当職員の増員と臨時ないし非正規職員の採用または委託も行うべきである。	効果的な運用を図ることができる体制をとります。	△
	67	平成22年度から光が丘の小学校8校が児童数の減少で4校に統合される。来年度廃校となる4校は今後どうなるのか気がかりである。民間企業に丸投げしないで、バリアフリーにしてお年寄り子どもたちが一緒にふれあいができる広場、公民館と児童館・図書館、高齢者老人福祉と身体障害者方々のセンター・スポーツセンターなど様々な施設が考えられると思う。	光が丘地域における学校跡地の活用については、平成21年9月に学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画（素案）を策定し、その説明会を開催したところです。本ご意見も含め、説明会や区民意見反映制度（パブリックコメント）に基づく区民の皆様からのご意見等を踏まえて今後、計画策定およびその活用に取り組んでいきます。	△
	68	災害に強いまちづくりの観点から、練馬区は学校をはじめとする区立施設については耐震補強が完了していることは心強い限りである。ただし課題となるのは民間の建築物であると考え。区は耐震強度の測定や耐震の助成など耐震に関する強化策を打ち出しているが、毎年の進捗率を見ても微々たるものであり、昨今の不況のなか当面は進捗率が低位にならざるえないと考える。区内に建築基準法改正前の建物は膨大な数にのぼると思われ、耐震が進むよう対策が必要である。	区では、平成19年3月に「練馬区耐震促進計画」を策定し、この計画をもとに民間建築物の耐震化に取り組んでいます。一層の耐震化が図られるよう取り組んでまいります。	△

その他	<p>69 高齢化の進展に対して、福祉、特に介護面での対応が追いついていないと思う。介護を受ける側、介護をする側もともに大変な状況にあることは明白である。昨年までの介護福祉士の待遇改善についても促進する必要がある。</p> <p>「長期計画（素案）」の分野別政策・施策の中の『健康と福祉分野』で、実施計画「健康と福祉分野の長期計画事業一覧」を見ると、介護老人保健施設の整備、居住系サービスの充実、中途障害者等への支援等、平成26年度末実施目標についても、限られた予算配分の関係があるなか現状追認施策で高齢化に対する急激な現状の進捗に追いつき追い越せの施策とは到底思われぬ。どれほど老人ホームへの入居待ちがあるかなど実態調査等進められてはどうか。高齢者の不自由の苦しみ、介護の苦しみ（特に老老介護の増加）、介護福祉士への待遇不足からくる介護サービスの低下。介護福祉士不足、医師不足など福祉に関して何一つ高齢者にとって満足のいくものが無い現状がある。</p> <p>限られた予算のなか総花的バラマキに終始せず、益々先鋭化する少子高齢化そのうちでも後の無い高齢化救済対策に優先を重点的に実施してほしい。</p>	<p>区では、現在、「新練馬区基本構想素案・長期計画素案」の検討を進めており、健康と福祉分野において「高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する」ことを基本政策の一つとして取りまとめています。また、高齢者福祉に関する事業については「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年3月策定）」に基づいて各事業を実施しているところです。これらの上位計画や関連計画に基づく施策を推進させ、高齢者福祉の充実に今後も努めてまいります。</p>	△
-----	--	---	---